

前橋市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資
団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年11月26日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴	木	俊
同	金	井	清

内 監

令和6年11月25日

前 橋 市 長 小 川 晶 様

前橋市議会議長 笠 原 久 様

前橋市監査委員

関 哲 哉

同

長 岡 敏 夫

同

鈴 木 俊 司

同

金 井 清 一

出資団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

出資団体監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が資本金など4分の1以上を出資又は出捐している団体（出資団体）に対する監査

3 監査の対象

(1) 対象団体

本市が資本金など4分の1以上を出資又は出捐している団体（出資団体）のうち、抽出した以下の団体（関係する所管課を含む）

公益財団法人前橋市まちづくり公社（所管課：行政管理課）

(2) 対象年度

令和5年度における当該団体への出資に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和6年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

(団体関係)

- ・出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- ・会計規程等諸規程は整備されているか。
- ・会計規程等にのっとり経理処理がされているか。また、事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- ・協定等に基づく個人情報の保護を遵守しているか。

(所管課関係)

- ・出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

5 監査の実施内容

出資に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、団体から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

6 監査期間

令和6年10月11日から同年11月25日まで

7 監査の結果

出資に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり一部に是正又は改善を要する指摘事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体に対して改善等を指導しました。

(1) 公益財団法人前橋市まちづくり公社（指摘事項2件、要望事項1件）

ア まちなかイベント支援に係る負担金について（指摘事項）

(ア) 負担金の交付に係る各種様式について

前橋市まちづくり公社が、まちなかイベント支援として支出する負担金については、負担金の申請団体との間で協定を締結しており、協定書で負担金交付申請書、請求書及び実績報告書は定められた様式によるものとするが、様式を定めておらず任意様式のもので提出を受けていた。

協定書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 支援金の支出について

前橋中心商店街一日ワーゲン博物館のイベント支援金において、まちなかイベント支援金募集要項によれば、支援金額は、総事業費の1/2以内（千円未満切り捨て）としているが、千円未満を切り捨てずに支援金を支出していた。

まちなかイベント支援金募集要項ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 負担金の実績報告に添付される収支決算書について（要望事項）

(ア) 収支決算書について

前橋市まちづくり公社が、まちなかイベント支援として支出する負担金については、交付申請の際に収支予算書、実績報告の際に収支決算書の提出を受けているが、予算に対する決算の状況の把握が難しいものがあつた。

予算に対する決算の状況が把握できる収支決算書を提出するよう申請者に対して指導するなど、事業の収入及び支出の内容を適切に把握するよう努められたい。

(2) 行政管理課

公益財団法人前橋市まちづくり公社への出資団体に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかつた。